

家畜排せつ物法施行状況等調査結果 (令和5年12月1日時点)

令和5年12月1日時点における「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)の規定に関する施行状況について、2年に1度、都道府県からの報告を取りまとめた結果の概要を以下のとおり公表する。

なお、今回の調査においても前回同様、家畜排せつ物の管理状況をより詳細に把握するため、全調査対象農家へ自治体が現地確認を実施した結果を取りまとめている。

1. 管理基準(法第3条)の遵守状況

(1) 管理基準適用対象農家の概況

管理基準適用対象農家数は40,524戸であり、全畜産農家数60,934戸に占める割合は66.5%であった。

(2) 管理基準のうち「管理施設の構造設備に関する基準」(施行規則第1条第1項第1号。以下「構造設備基準」という。)の遵守状況

管理基準適用対象農家は、ほぼ全てが構造設備基準を遵守している。

なお、構造設備基準に不適合な畜産農家数は167戸であった。

(3) 管理基準のうち「家畜排せつ物の管理の方法に関する基準」(施行規則第1条第1項第2号。以下「管理方法基準」という。)の遵守状況

管理方法基準の遵守について、多くの都道府県において概ね遵守されていたが、家畜排せつ物の発生量等の記録等、取組が不十分な項目もあった。

2. 法に基づく行政指導等の実施状況

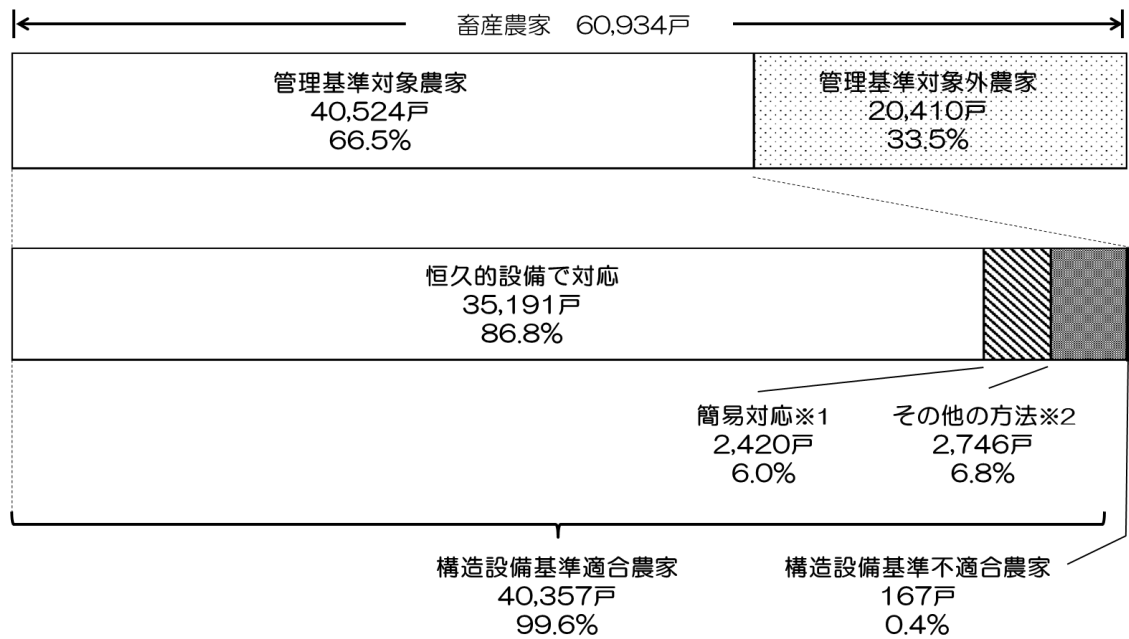
令和3年12月2日から令和4年12月1日までに、法第4条に基づく指導及び助言は26戸の畜産農家に実施され、法第5条第1項に基づく勧告及び法第5条第2項に基づく命令に至った事例はなかった。

また、令和4年12月2日から令和5年12月1日までに、法第4条に基づく指導及び助言は26戸の畜産農家に実施され、法第5条第1項に基づく勧告及び法第5条第2項に基づく命令に至った事例はなかった。

(参考付表)

図 管理基準のうち構造設備基準の遵守状況（令和5年12月1日時点）

○法施行状況調査(令和5年12月1日時点)結果の概要



※1 「簡易対応」には、恒久的な施設に該当しないような場合（防水シートによる被覆等の対応）が含まれる。

※2 「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

表 1 管理基準のうち構造設備基準の遵守状況（畜種別）

		管理基準対象農家			(B)／(A) (%)
		(戸) (A)	うち構造設備基準に		
			適合 (戸) (B)	不適合 (戸)	
全 畜 種		40,524	40,357	167	99.6%
畜 種 別 内 訳	乳用牛	11,229	11,210	19	99.8%
	肉用牛	20,624	20,484	140	99.3%
	豚	3,058	3,052	6	99.8%
	採卵鶏	2,002	2,002	0	100.0%
	ブロイラー	2,647	2,646	1	100.0%
	馬	964	963	1	99.9%

注) 割合は、小数点第2位を四捨五入している。

表 2 管理基準のうち管理方法基準の遵守状況

管理方法基準	遵守している	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	馬
イ 管理施設における家畜排せつ物の管理	99.5%	99.4%	99.4%	99.6%	99.9%	99.9%	100.0%
ロ 管理施設の定期点検	99.2%	99.9%	98.5%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
ハ 管理施設の遅滞ない修繕	97.9%	99.7%	96.2%	99.5%	99.8%	100.0%	99.1%
ニ 送風装置等の維持管理	99.8%	99.8%	99.8%	99.5%	99.7%	100.0%	100.0%
ホ 家畜排せつ物の発生量、処理方法等の記録	93.5%	99.0%	88.9%	95.7%	97.6%	98.6%	97.8%

注) 割合は、小数点第 2 位を四捨五入している。

注) 構造設備基準に不適合な農家はイ～ニの調査対象数から除外している。

表 3 法第 4 条、第 5 条に基づく行政指導等の実施状況

項目	R3年12月2日～ R4年12月1日 における 実施件数(農家戸数)
第4条に基づく指導及び助言	26
第5条に基づく勧告	0
第5条に基づく命令	0

項目	R4年12月2日～ R5年12月1日 における 実施件数(農家戸数)
第4条に基づく指導及び助言	26
第5条に基づく勧告	0
第5条に基づく命令	0

(参考資料)

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の概要 (略称・家畜排せつ物法)

目的

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、畜産業の健全な発展に資する（法第1条）。

家畜排せつ物の管理の適正化

- ・ 農林水産大臣は、家畜排せつ物の管理基準を定め、畜産業を営む者は、これに従い、家畜排せつ物を管理しなければならない（法第3条）。
- ・ 家畜排せつ物の適正な管理のため、都道府県知事は、必要な指導・助言、勧告・命令、報告徴収、立入検査を行うことができる（法第4、5、6条）。

○ 家畜排せつ物の管理基準の概要（施行規則第1条）

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ・ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないもの）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
- ・ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造すること。

2 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- ・ 管理施設の定期的な点検、破損時の遅滞ない修繕を行うこと。
- ・ 送風装置等の維持管理を行うこと。
- ・ 家畜排せつ物の発生量、処理の方法別の数量を記録すること。

○ 管理基準の対象（法第2条、施行令第1条、施行規則第1条）

- ・ 牛（10頭以上）、馬（10頭以上）、豚（100頭以上）、鶏（2千羽以上）を飼養する者

家畜排せつ物の利用の促進

- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るため、農林水産大臣は基本方針を定めなければならない。また、都道府県は基本方針に則して、基本計画を定めることができる（法第7、8条）。
- ・ 畜産業を営む者は、家畜排せつ物の処理高度化施設の整備に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。また、当該計画に従い実施する施設整備に必要な資金を(株)日本政策金融公庫から借り受けることができる（法第9、11条）。

<家畜排せつ物法の仕組み>

